

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際はマスクを着用し、発熱などがある場合は参加をお控えください。

本市独自事業

産育見応援特別定額給付金

国の特別定額給付金の支給対象基準日(4月27日)の翌日以降に出生した児童のいる世帯を支援するため、給付金(対象児童1人あたり10万円)を支給します。給付を希望する人は、期限までに必ず申請書を提出してください。

対象児童 次の①～③を全て満たす児童 ①令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれ、本市で初めて住民基本台帳に記載された児童 ②出生日から給付金の支給決定日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている児童 ③対象児童の出生日より前から引き続き本市の住民基本台帳に記載されている母から生まれた児童

※ DV被害により本市へ避難している人の児童も対象となる場合があります。支給対象者 原則、次の⑦及び⑧を全て満たす父または母 ⑦申請受付日時点で対象児童と同一世帯に属し、児童を養育監護している者 ⑧申請受付日から支給決定日まで継続して本市の住民基本台帳に記載されている者

公務員の人は申請期限にご注意を 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人あたり1万円)を支給しています。公務員の人が給付を受けるには、令和2年3月末(新高校1年生については2月末)時点の居住

岸和田税務署からのお知らせ

納 税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受け国税の納付が難しい人は、税務署に申請することにより納税が猶予される場合があります。猶予が認められると、納税が1年間猶予され、延滞税も軽減されます。さらに有利な特例猶予を受けると、延滞税はかからず担保は不要となります。

固 定資産税の減額

住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修に伴う減額についての適用要件・手続きなどの詳細は、お問い合わせ下さい。

▼住宅耐震改修に伴う減額 昭和57年1月1日以前に建築され、現行の耐震基準に適合させるよう、平成27年1月から令和4年3月までに一定の改修工事(50万円以上)を施した場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が2分の1減額になります。ただし、1戸当たり120㎡を限度とします。

※ バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額と同時に減額されません。▼住宅のバリアフリー改修に伴う減額 平成27年1月から令和4年3月までの間に、一定のバリアフリー改修が行われ、下表1の①～④を全て満たす

表1

Table with 2 columns: 住宅のバリアフリー改修に伴う減額の要件, ①新築された日から10年以上経過した家屋であり、以前に対象となる住宅がバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額を受けたことがないこと

表2

Table with 2 columns: 住宅の省エネ改修に伴う減額の要件, ①平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

広告

ABC HOUSING 秋の住まいフェスタ 新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みとお客様へのご挨拶

ご来場プレゼント 9/1火→29火 LED ランタンライト

～お近くのABCハウジングでおまちしています～ 和泉・第二阪和住宅公園 泉佐野住宅公園